

第1177回 高知市教育委員会 12月定例会 議事録

1 開催日 平成28年12月28日（水）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第54号 高知市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第3 市教委第55号 高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について

報告 ○「高知市学校給食調理業務委託事業の検証結果報告」の策定についての教育長専決処分の報告

○高知市学校給食調理業務委託事業者の選定結果について

○オーテピア高知図書館サービス計画（案）の策定状況について

○平成28年12月市議会個人質問概要について（教育委員会関係）

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	横 田 寿 生
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	土 居 英 一
	教育次長	橋 本 和 明
	教育政策課長	高 岡 幸 史
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	教育環境支援課長	弘 瀬 健一郎
	人権・こども支援課長	西 原 知佐子
	市民図書館長（参事）	貞 廣 岳 士
	教育政策課長補佐	吉 本 忠 邦
	教育政策課総務担当係長	横 田 由紀子
教育政策課主任	北 岡 美 樹	

1 平成28年12月28日（水） 午後3時30分～午後4時30分
（たかじょう5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時30分

横田教育長

第1177回高知市教育委員会12月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は谷委員さん、お願いいたします。

谷委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第54号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

市教委第54号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」ご説明いたします。議案書の3ページに改正文を、別紙資料の1ページ、2ページに新旧対照表を載せておりますのでご参照ください。

改正の趣旨といたしましては、平成28年度の定期監査の事実調査におきまして、高知市立学校給食センターにおいて使用する学校給食センター印と学校給食センター所長印が不存在であるとの指摘があったことに関連しまして、本規則を改正するものでございます。

経過といたしましては、平成17年1月1日の高知市と鏡村、土佐山村の2村の合併により、2村の事務組合が解散となり、学校給食センターで当時使用していた公印についても廃棄がされました。そして、本市におきまして高知市立学校給食センター印及び高知市立学校給食センター所長印として公印を新調する予定で、17年1月1日付けで本規則を改正いたしました。その後、公印の作成手続を取っておらず現在まで公印が不存在という状況でございました。合併後10年経過しましたが、学校給食センター名及び学校給食センター所長名をもってする文書の発信がなく今後も発信の見込みがないことから、当該公印を規則から削除するものでございます。なお、本規則は平成29年1月1日からの施行といたします。

説明は以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いをいたします。

それでは意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第54号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第54号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第55号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

人権・こども支援課長

4ページをご覧ください。本市の大学等奨学資金制度は、大学等への進学において経済的理由により就学が困難な方に対し教育資金を無利子で貸与することにより、教育の機会均等を図ることを目的とした制度でございます。

改正の趣旨といたしましては、奨学生からの返還金を原資として次世代の方に貸付けを行っておりますが、現在の規則では原資の確保を行うために必要な債権管理の要件を十分に備えていないことから、法的措置も視野に入れた債権管理を進めていく上で必要な見直しを行うものです。

現行規則からの大きな変更点は3点ございます。1点目は借用証書の提出時期の変更です。これまでの規則では、大学等卒業あるいは退学により貸付け終了後の貸付金額が確定した後に提出を求めておりましたが、提出しない者で滞納者が見受けられ債権管理に支障を来すため改めるものです。

2点目は期限の利益喪失条項の追加です。これは滞納者に対し法的措置などを行う際には、これまでは納期限が既に到来したものだけしか法的に請求できませんでした。今後は納期未到来分、すなわち貸付残額の全てを請求できるように改めるものです。

3点目は連帯保証人の資力審査の充実です。これまでの規則では連帯保証人を2名立てるのみに留まっておりますが、実態としてその債務を連帯保証できない資力の者が多数見受けられるため、事前に納税証明書等を徴収し、その保証能力を審査するものでございます。

以上、大きくは3点ですけれども、様式などでは調査の同意に関する文言の追加でありますとか、職業や職場などを明記するなどして債権管理に主眼を置いた様式の変更をしております。

具体的には別紙資料をご覧ください。3ページでございます。新旧対照表をご覧ください。1点目の借用証書の提出につきましては、第7条の下線部に第4号様式をとということで示しております。

2点目の期限の利益の喪失条項につきましては、6ページをご覧ください。第19条第3項の下線部のところに追加をしております。

3点目の連帯保証人の資力審査についてでございますが、少し飛びますが資料の14ページをご覧ください。14ページの第4号様式の一番下ですけれども、注意事項の(2)で、連帯保証人の納税証明書及び所得証明書を添付について、追加をしております。

本規則は平成29年の1月1日からの施行とし、平成29年2月からの新規貸付者から運用するものでございます。説明は以上でございます。

横田教育長

この件につきまして、質疑等ございませんでしょうか。

森田委員

こういうことがあるということは、やっぱり返済がかなり厳しい人が今、出てきているという状況でしょうか。

人権・こども支援課長

平成14年度からの制度でございまして、貸付けが始まったのが平成18年度からですけれども、大体約10年ほど経っておりますが、20名程度どうしても厳しい方がおいでるところで、法的措置も含めたという形で考えなければならない状況になってきているということでございます。

西森委員

細かいところをちょっとお聞きしたいと思いますが、期限の利益喪失の条項のところ、新旧対照表、6ページの下第19条第3項、下線部のある部分ですが、この「著しく返還を怠ったと認められるとき」というのは、あまりお金の貸付ではこういう条項を見たことがないんですけど、割と

全国的にこういった教育奨学金というのは著しく怠ったという書きぶりが多いということによるしいんですかね。

人権・こども支援課長

「著しく」という文言が他の市町村や他県でも見られるかということですか。それぞれによって表現が違うんだろうとは思いますが、著しくという表現を全部がしているかというところにつきましては、ちょっと把握ができない状況です。

西森委員

分かりました。法務部門でチェックされてるんだろうと思うんですけど、そうするとお金の貸し借りのとき、奨学金というのは将来の歳入としますので、一般的な借用とはちょっと違うんだろうと思うんですけど、一般の借用の場合だったら、要するに期限までに期限の利益を怠ったときですよ。期限を徒過した場合には、期限の利益を喪失するというような、文言的にも明確なものが非常に多いと思うんです。貸借とかそういう信頼関係が基礎になるものだと、多分ちょっと解釈として著しくってというような評価的なものが入ると思うんですが、奨学金においてこういう著しく怠ったって書きぶりで、ある程度やっぱり特殊性があるといいますか、学生の将来の道を広げていくためには、きちきちやるということではなくて幅を持たせるのが行政の在り方だということであれば全然これでいいんですけども、ただ一方で回収の要請があるわけですので、それに不当に足かせをかけるような文言である、それも問題があると思ったのでちょっと確認させていただいた次第です。

橋本教育次長

高知市の場合、似たようなもので言うと、例えば市営住宅とか滞納したときに、期限の利益の喪失ではないんですけども、調停に持っていくのが確か3か月とかで、一応基準があったりします。

ただ、今回、おっしゃられるように将来のある学生のものですし、実際、期限の利益喪失といくまでには、やはり督促とか催告とかそういう手続を踏んだ上で、どうしてもってものがこの法的手続なりという形になってきますので、むしろ、あまり明確にここは書いてしまってそれでぱっちりということにはならないほうが良いのではないかという法務表現になっています。

西森委員

多分、昔の住宅新築資金のときにも、いろいろこの問題があったと思うんですけど、お金の貸し借りのルール策定であると。

もう一つは、償還計画をどのように示すのか、ちょっと分からないので教えていただきたいんですが、例えば、これもまた普通に銀行でお金を借り入れたら、その段階で借用しますよね。償還計画表は、普通は来月からとか決まっていますので、例えば「私、今から平成40年まで返さなきゃいけないんだ」とか、「月々幾らでそもそも残額が幾らになるんだ」とか、特に利息の計算なんていうのは素人には分からないものですので、「そうするとトータルで幾ら返すんだわね」とかいうことが分かるようになってるんですね。これは無利子ということなんですけれども、そういう償還表はどの段階で交付されるんですか。卒業した段階とかになるんですか。

人権・こども支援課長

貸付けが全て終わった段階で、どういった返済計画をされるのかというところでご相談いただいて、この間何回か出したときに、月いくらだから何回に分けなければならないとか、そのようなところで明細書を出していただくという形になります。

西森委員

本人が明細書を出して、行政としてはそれで構いませんという内容だったら、例えばそれは、大体世間では60回払ぐらいまでが限界かなという感じがあるんですけど、もっと長期にわたったりするんでしょうか。住宅ローンとか高額のものには逆に35年でいいんでしょうけど、一般の貸付けのときは割と限度があたりしますでしょう。

人権・こども支援課長

借りやすく返しやすい制度を目指しておりまして、4年間借りると県内の場合ですと月2万で4年間で106万ぐらいになるんですけれども、そういった方が返済計画をされるときには、月6,800円で13年間、回数にすると156回というような場合も結構ございます。

西森委員

これは借りる段階でそういう償還計画のことは、ある程度説明は受けてるんですか。連帯保証人さんとか学生さんというのは。

人権・こども支援課長

申請のときにパンフレットを準備をしているんですけれども、パンフレットの裏面に返済計画でたくさん20通りぐらいの事例を載せているところです。

西森委員

ありがとうございます。やっぱり返す予測が立たずに借りるということがもし万が一あったらいろんな意味でお互いに良くないなと思ったのでお聞きしたのですが、その辺はもう十分手厚いとお聞きしましたので。分かりました。

人権・こども支援課長

ありがとうございます。

横田教育長

ほかにご意見等ございませんでしょうか。

委員一同

—————【な し】—————

横田教育長

それではほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第55号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第55号は原案のとおり決しました。

続いて、報告事項です。

始めに、「高知市学校給食調理業務委託事業の検証結果報告の策定についての教育長専決処分の報告」について、事務局の説明をお願いします。

教育環境支援課長

お手元の「高知市学校給食調理業務委託事業の検証結果報告」につきまして、前回の11月定例教育委員会では、(案)の段階のものをご説明させていただきました。その後、12月2日の高知市行政改革推進委員会及び12月19日の経済文教委員会でご意見をお伺いしましたところ、内容の変更に關わるようなご意見はございませんでした。このようなことから、教育長専決処分を行いましてお手元の同検証結果報告を策定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

内容につきましては、前回説明させていただいておりますので省略いたしますけれども、なお、高知市行政改革推進委員会におきまして、いただいた主なご意見としまして、人件費が安すぎることはないか、あるいは、現在2社であるが今後受け手があるのかが心配されるといったご意見をいただき、また、経済文教委員会におきましては、衛生管理に関して給食施設が基準点以下の学校に対して調理室の改善をお願いしたいといったご意見をいただいたところでございます。教育委員会の責任として今後対応していくことをお答えをいたしました。

説明は以上でございます。

横田教育長

12月市議会定例会の経済文教委員会の中で、12月19日には報告をしてご意見をいただいたと。その後、公表はどうしていますか。

教育環境支援課長

教育環境支援課のホームページ上で先週の金曜日に公表しております。

横田教育長

ということで、専決処分という扱いにさせていただいております。

何かご意見等ございませんでしょうか。

内容につきましては、一度ご覧になっていただいているかと思えます。

それでは、続きまして「高知市学校給食調理業務委託事業者の選定結果について」、事務局の説明をお願いします。

教育環境支援課長

お手元の平成29年度高知市学校給食調理業務委託事業者の選定結果につきまして、資料を基にご説明いたします。

まず、1、プロポーザル選定委員会開催経過につきましては、本年10月5日に第1回選定委員会を実施しまして、12月5日には第2回選定委員会として審査を行いました。

次に、プロポーザル選定委員会委員としましては、森田委員長を始め13名の方をお願いしたところです。

続きまして、選定結果につきましては、資料下ほどにあります大津小学校・大津中学校は、応募事業者2事業者の中から、優先交渉権者として株式会社メフォス、委託期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間となっております。

次に、江陽小学校・城東中学校は、応募事業者3事業者の中から、優先交渉権者として株式会社高南メディカル、委託期間は先ほどと同じく5年間となっております。

資料2ページをご覧ください。新規の対象校である横内小学校は、応募事業者4事業者の中から、優先交渉権者として株式会社高南メディカル、委託期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間となっております。

選定方法として、審査につきましては、お手元の資料にありますとおり公表されている選定基準に基づきまして、各事業者の提案書類並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査を行いまして、選定委員会の各委員の評価点の合計により選定をいたしました。集計結果につきましては、2ページ下に大津小学校・大津中学校、そして3ページには江陽小学校・城東中学校及び横内小学校をお示ししております。

最後に、優先交渉権者の選定理由としまして、(1)大津小学校・大津中学校の株式会社メフォスにつきましては、衛生管理、危機管理について充実したマニュアルに基づく従事者教育及び育成がしっかりなされており、また、学校教育の一環としての学校給食の意義を理解し、安全安心な給食の提供はもちろん、食育等への協力にも期待が持てることとなっております。

4ページをご覧ください。(2)江陽小学校・城東中学校の株式会社高南メディカルにつきましては、衛生管理、危機管理面における体制が整備されており、安全安心な給食の提供が期待でき、また、食育や地産地消に積極的に取り組む姿勢が見られ、地元企業として今後期待が持てることとなっております。

横内小学校は株式会社高南メディカルとなっております、内容は先ほどと同じでございます。説明は以上でございます。

横田教育長

ご意見等ございましたらお願いをいたします。

西森委員

ア、イとウで地域加算の満点が90点、100点で違うのはどうしてなのでしょう。

教育環境支援課長

審査員の中に学校長が含まれておりまして、審査する校長先生の数によって全ての委員さんの合計が変わってくるということがございます。ですので、校長先生が2人審査する場合と1人という場合がありますので、その差が出ているということがございます。

西森委員

分かりました。もう一つあります。率直に申し上げて、メフォスさんが非常に高い点数を出して1,648点と。地域加算で高南メディカルさんが多少点数が出てるようですけど、実は横内小に関していうと、地域加算がないB社に、実績が地域加算がないと負けてるという状態で、そうすると地域加算なしで見た点数でいうと1,400点台、場合によったら割り込むという格好だと思うんです。これ、例えばこういった実績を受けてくことで今後この点数が上がってくる、例えば経験がないから最初は点数ないのじゃないけど、経験していくことでマニュアルとかもより良くしていけば、次にまたこういう場面が来れば点数が上がる。要は育てていくのかどうかということをやっと知りたいんですが。

教育環境支援課長

この地域加算の得点等々につきましては、少し他の配点も含めて見直しが必要と事務局としても考えております。来年度に向けてその点については少し検討もしていきたいと考えております。

また、中学校給食センターの2施設につきましても民間委託という方針が出ておりますので、同様にプロポーザルで審査をする予定ですので、その場合の評価点につきましても同様に少し他市の状況も踏まえて検討していきたいと考えております。

横田教育長

一部を除きまして地元の企業が参加するようになったのが平成25年度からです。それから何年か経ってるわけですけど、何年か運営していく中で地元企業の改善点というか、成長はどのように見えますか。

教育環境支援課長

地元企業として、現在請け負っていただいている地元企業ということでよろしいですか。先ほど委員さんからの話にありましたように、いわゆるマニュアルにおける充実度でありますとか、あるいは学校における食育活動の充実というようなところでいえば、一定その経験をしてきているということ、民間委託に関わっては学期に一度、運営委員会を各学校で実施していただいておりますので、そういった中での学校のご意見とか様々な方の意見を踏まえて、改善というところでは、その改善の跡が見られているということで一定そういった評価もしていただいていると考えております。

西森委員

例えばメフォスさんは東京都港区赤坂にある企業で、場合によったら全国津々浦々全部、例えば強いマニュアルを持ってあちこちの給食やってるというのも、経済市場活動ではそういうことがあり得る形かもしれないんですけど、好ましいかといういろいろな考えがあると思うんです。できたらやっぱり地域の企業が育って行って、もちろん地域加算もあってもいいと思うんです。ただ、あってもいいけどそれに十分匹敵するぐらいの力を持ってるという状態が望ましいんだろうなと思っていて、今の話だと改善をされていってるということなんですけど、何となくやっぱりまだ若干心もとないのかなというのがあるって、もっと有り体に言うと、例えば民間の企業さんに「こういうことをうちは求めてますから」と言って何か研修するみたいなことというのはあり得ないんですかね。逆に言うと、企業の努力でコンサルタントも付けたりするのかもしれないんですけど、やる気があればどうか。

何となくうちはこの周りで出して今回通った、別のときは負けた、でもこれで通ったときもあるからこれで良いよねという、多分それ以上には改善していかないんだと思うんですけど。できたらやっぱり対等に渡り合ってほしいですよね、地域企業が。そのためにここの地域で子供を育てて地域で就職して地域のみんなを支えるようになっていかないと、中央に全部中央集権でやられるっていうのは、私はあまり良いことではないと個人的に思ってるので。

教育環境支援課長

現在、受託していただいている事業所2社というところが一つ課題であると考えておりますので、今回も、今まで応募していただいた事業者には連絡させていただいて今回の応募についてお知らせをするとともに、給食関係の方がご覧になれるサイトにも今回の応募についても掲載もさせていただいて、広くそういったことを呼びかけていきたいと考えております。

横田教育長

前に見ていただいた報告書の10ページ、11ページ辺りに多少参考になるのがあるかもしれませんが、10ページのウのところ、下の方ですけど、ここで従事者研修実施ということで、業務を請け負ったところがこうしたことにきちんと対応するように、それは業務の確認という意味ではやってますし、研修も実施をしていることは確認をしています。

それと、11ページの表8ですけれども、現在、委託をしている学校ごとに点数を付けていますが、一番下が合計点、100点満点で82点ぐらいから92点ぐらいまで多少ばらつきはありますけれども、これは2社が混ざっています。ということは、その2社の点数はそんなに大きく開いているわけではないということと、一番開きが大きいのが施設の構造等という一番上の項目ですが、これは市の施設が十分整っているかどうかのところであって委託の業者さんの責任にはならないところですので、それを除くとそんなに大きな遜色はないのかなということと言うと、地元の企業も全国展開をされている企業に近づきつつあるところは、この評価では見れるかなと思っています。ただ若干気になるのが、下から2番目の食品取扱者のところが、やはり10点のところは地元企業のほうが多いようです。15点のところは県外企業のほうが多いみたいで、そういう状況が見て取れますので、そうした視点を確認しながら委託業者に向かってそういう発信をしていくことは必要だと思っておりますので、また参考にさせていただきます。

森田委員

先ほど、この評価を今後見直していくことも検討されてるということなんですけど、例えばいくつかの中で全部足して合計点ですよね。例えば入学試験とかもそうなんですけど、何かここはちょっとあまりに低かったらとか、そこの最低点とか、そういうのもこれから評価されるときにちょっと気にされてもいかがかなと思いました。というのも、横内小学校のところの高南メディカルさん、一番になってるんですけど、例えば「学校給食に対する基本的な考え方」が192点、これは見たら7割ぐらいかなとは思ったんですけど、ただこの4社の中で言うとちょっと一番ではないところとかあったりして。7割取ってるからそんな悪いとかではないですけど、何か足して一番だっという決め方と同時に、例えばいくらなんでもここはあまり低かったらちょっと要検討とか、いろいろな9項目ありますけれども、そういうのも今後ご検討されたらどうかなというのはちょっと意見として思いました。

横田教育長

やっている分があるのではないですか。

教育環境支援課長

実は評価項目の中で、一定「この点数以下の場合はやはり学校給食を委託するに当たっては好ましくない」という項目を設定しております、そこに満たない場合は一応失格というような対応はさせていただいております。そういったことも含めて、今後学校給食として委託するに当たってもっと比重を置くところの配点等々を含めてちょっと検討していきたいと思っています。

横田教育長

結果の天津小・天津中、それから江陽小・城東中というのは2回目の審査です。初回が26年度からの26, 27, 28と3年間で審査をして、それぞれこの業者に決まっていますが、この2回目の今回の審査でまた同じところで結局決まったわけですけれども、今後は2回目ですので5年間ということで委託をしていくことになっています。横内小学校は今回初めて民間委託に切り替えた学校ということになります。先ほど担当課長から説明がありましたけれども、地域加算だけで逆転してしまうというような状況になってきた。それは、逆に言いますと参加されている企業さんの評価がだんだん近づいてきた、開きが無くなってきたから地域加算だけでも逆転するというような状況になっている。それを踏まえて今後どうしていくべきかというところがちょっと検討していくという説明があったということです。

それでは、次に「オーテピア高知図書館サービス計画（案）の策定状況について」、事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

オーテピア高知図書館サービス計画（案）の策定状況につきましてご説明いたします。別冊で、「オーテピア高知図書館サービス計画（案）」をお配りしておりますが、オーテピア高知図書館サービス計画（案）の全体概要につきましては10月の教育委員会定例会にてご報告させていただいております。本日のご報告は説明会及びパブリックコメントの実施に関するものです。「オーテピア高知図書館サービス計画（案）の策定状況について」と書かれた資料がお手元にあると思いますが、その資料で説明をさせていただきます。「オーテピア高知図書館サービス計画（案）の策定状況について」という資料でございます。

それでは資料の1ページ目をご覧ください。策定作業の状況にありますとおり、本年の11月4日から6日にかけて、県下3か所、高知市、四万十市、安芸市の会場でオーテピア高知図書館、高知みらい科学館、オーテピア高知声と点字の図書館を併せた新図書館等複合施設「オーテピア」に関する説明会を実施し、計89名の方にご参加いただきました。3ページ以降に参加者の方々からいただいたご意見やご質問、それについて県と市で整理した考え方を掲載しております。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。複合施設全体に関するものでは、現在利用料金の設定を検討中の駐車場の利用について、カフェの整備について、そのほか、現在休館日としている月曜日についても開館してほしいといった開館日時に関するご意見などがございました。

6ページから9ページをご覧ください。オーテピア高知図書館に関するものでは、図書館サービスのPRや、専門機関との連携したサービスや取組に関すること、ボランティアや学生の活用についてのご意見をいただきました。

続きまして、10ページ、11ページでございます。高知みらい科学館に関することですが、県下で唯一となるプラネタリウムの運営や企画について、展示や出張科学館に関すること、開館時間についてなどのご意見、ご質問がされました。

15ページから21ページでございます。オーテピア高知図書館サービス計画（案）につきましては、説明会とは別にパブリックコメントも実施いたしました。高知県のホームページ上で本年10月21日から11月19日までご意見を募集したところ、県外からも含め10名の方から市町村立図書館への支援に関することや計画の点検・評価に関すること、また具体的なサービスの内容が固まってきたことを受け、現在、県・市で検討中の運営体制の確保に関することなど、33件のご意見をいただきました。

それでは1ページにお戻りください。(3)、(4)にございますように、12月2日に第4回「知の拠点としての新図書館サービス検討委員会」を、12月5日には県・市合同による第2回「図書館協議会」を開催し、両会議において説明会及びパブリックコメントで提出されたご意見のまとめを報告するとともに、それらのご意見を踏まえて内容を見直したオーテピア高知図書館サービス計画

(案)についてもご協議をいただきました。協議において、新図書館サービス検討委員会では市町村立図書館への支援や関わり方、課題解決支援サービスの進め方、サービス指標の項目設定、成果の把握の仕方についてのご意見が出て、図書館協議会ではサービス指標の項目設定に関するものや図書館サービスを知ってもらい利用していただくための広報の必要性についてなど、様々なご意見をいただきました。このようなご意見から、皆様のオーテピア高知図書館への期待の高さを感じるとともに、改めて利用者の利便性の向上を意識し、質の高い図書館サービスをご提供できるよう、引き続き精力的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、ご意見等のオーテピア高知図書館サービス計画(案)への反映についてでございます。23ページの別紙をご覧ください。説明会やパブリックコメントなどでいただきました図書館サービスのPR、郷土資料の収集・保管、学生ボランティアの活用などのご意見を踏まえ、オーテピア高知図書館サービス計画(案)の内容に反映させたもののうち、主なものを記載しております。オーテピア高知図書館サービス計画(案)のサービス・取組等に今回反映させたもの以外にも、計画の点検や評価、サービス指標の項目の設定、運営体制の確保など、多くのご意見が寄せられております。今回いただいたご意見を踏まえながら、平成30年夏頃のオーテピア開館に向け、オーテピア高知図書館サービス計画のサービス・取組をしっかりと提供・実施できますよう、様々な準備や取組を進めていきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございます。本日のご意見などを踏まえまして、オーテピア高知図書館サービス計画(案)の内容を追加・修正するなどした後、県・市それぞれの教育委員会での議決を経まして、策定する予定にしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

横田教育長

この件に関しまして、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

谷委員

28年度内の策定を予定ということは、もう1月か2月に。

市民図書館長

はい。1月に付議をさせていただいて、議決を県・市それぞれの教育委員会でもらいたいと思っております。

森田委員

このコメントを読ませていただくと、結構月曜日に開けてほしいと言う人が多い感じもしたのと、あとパブリックコメントの中でもそういう方向はないのかとかもあったんですけど、やっぱりその意見は強かったんでしょうか。

市民図書館長

月曜日に開館してほしいというのは全国的にも、それこそ開館することがサービスなので、利用者の皆様からすればやっぱり365日開いてほしいというのがご希望だという認識はあります。例えば美容師さんとか月曜日休みの方から、そういったご意見も寄せられました。月曜日が休みだからということでご意見もありましたので、検討いたしました。平成25年の1月に住民説明会をしましたが、そのときにもご意見がありましたので、検討した結果、土曜日の7月、8月については開館時間が短すぎるということで6時から8時までに延ばした経緯がございます。月曜日の開館につきましては、今まで祝日は開館してなかったんですけども、1月1日と8月11日以外の祝日を全て開館することで、現在大体285日の開館日数が300日に拡充されるということ、あとは開館時間が午後7時までだったのを午後8時までにしたので、仕事帰りにも利用していただけるということ、月曜日につきましては県内の図書館が休館日のところが多いので、県立図書館として、本館の職員もそうですけども、スキルアップを図る日も必要だろうということもありまして、いろいろ

ろ検討した結果、土曜日の7月、8月の開館時間延長でご理解いただこうということで、ご希望は多かったんですけども、結局月曜日開館については、現在の考え方になっています。

森田委員

パブリックコメントでは通年が主流ではないか、みたいな意見もありますけど、図書館としては月曜日が休館になってるのは研修会とか、逆に専門性の向上でサービスに付加価値を付けていくという方針だということですか。

市民図書館長

方針というか、設備の修繕もありますし、背景的には全て開館した場合スタッフの増員による経費増というのも割合大きなところがありますので、それも踏まえましてこの形にしてというところですか。

横田教育長

ちなみに、このサービス計画（案）の51ページにこれまでと変更する予定のことを書いてありますけれども、これまで市民図書館の本館ですと年間285日、これを300日程度までには増やそうということでやっていますし、それから開館の時間も午後5時とか7時だったものは6時とか8時に延長するような形、それから先ほど図書館長から話がありましたけれども、7、8月の土曜日は6時までを8時まで延長するとかというようなことで、開館日を現状よりはできるだけ増やしますし、開館の時間も延長させるということで、一旦は計画（案）としております。先ほど図書館長からもありましたけれども、やはり人件費が相当多く必要となりますので、ある意味、費用対効果みたいなところも見定めながら計画の最終案としたいと思っています。

西森委員

何かちょっと同じところに触れるかどうかと聞いていたんですけど、私ここに来る前に極めて安直にインターネットで「図書館 休館」とやってみたら、Yahoo!知恵袋とかであっさりと「いや、それは予算のある自治体は違うんじゃないですか」と。「うちなんかは月に1回だけの休みにしてくれてるけど、ないところは仕方がないんじゃないかな」みたいな、割とそんな感じで出てるんですね。費用対効果もそのとおりだし、本当にネットで見たら割とあっさり受け入れられてる感じがあるんですよね。休みの日があっても仕方がないだろうっていう感じで。実際本当に休んでるかっていうと、研修もされたり本の整理とかもされていると思います。先ほどの経費の点でも、土日の利用者が非常に多いから、統計的に見ても月曜日というのは比較的利用者が減ってとネットには書かれてて、だから月曜日が消去法じゃないですけど休館日として設定されてることが多いということが書かれてたりとかするんですけど、あり得る判断だと思うんです。

森田委員

この資料の「全体に関すること」のところ「月曜日開館を希望する人が多い」とか書いてあるけれど、語気とかがよく分からない。強くおっしゃってたのか、多いんですけど、どのような感じだったのか、どうだったのかなど。語気鋭くだったら、やっぱりそれに対するコメントが要るのかなと思ったりして。

横田教育長

県外の他の図書館のそういう時間帯のデータとか採ってないですか。例えば日曜日とか月曜日とかで。

市民図書館長

一般的に、今の状況も含めて土日の利用者が圧倒的に多いのは確かなところですか。先ほど、西森委員さんがおっしゃったように、多かったらその次の日はあまり来ないというのも事実でございますので、それでいうと火曜日が多いです。今は月曜日が休館であるが上に多いということですか。けど、このご希望は曜日というよりは、ずっと図書館に開いてほしいということだと思います。今はコンビニも含めまして365日やっていると民間さんでもかなりあるということも踏まえて、

行政も同じことをやるべきだという流れかなと。けどそれは民間で言ったら営業で利益追求で、こちらはどちらかと言えば利益追求じゃないので、いくら費用がかかるのか。サービスも費用対効果にかかってくると思います。貧弱な財政状況でいうとなかなかそこまで踏み込めないというのが今の事務局の考え方です。けれど利用者の視点からすると、365日開いてほしいということで、やっぱりそこは希望はあるんだろうなと事務局としては思っております。

横田教育長

今年の年間の資料とか図書の購入予算はいくらぐらいですか。

市民図書館長

オーテピア開館時には8,200万円の資料費を確保しようと思っておりますけれども、今は7,500万円。分館・分室併せての資料購入費ですので多額にかかってまして。

横田教育長

仮に月曜日開館をしようとする、人件費はそれと同じぐらいですか。

市民図書館長

ざっくりした試算ですが1億円です。県立図書館も1億円の図書資料購入費で、図書を買おうとしてますので、かなり図書館に費用がかかっているのは事実です。そこは県民・市民の税金ということもあって、そこはやっぱり考えていかないといけないと。ご要望が強くても、そこはコスト意識と費用対効果を考えて運営したいというのが今の事務局の考え方です。

西森委員

事務局の考え方は、もうとうに考えてると思ってました。365日24時間の例を言われましたが、ただ一方でその時代からだんだん今脱却しつつあるというか、それこそ森田先生がご専門ですけどワークライフバランスということが言われる時代になってるわけで、必要もないけどとにかく開けて、もし仮に利用者がいた場合、直ちに対応するのが行政だろうと言われてたら、それは時代がもう違うんじゃないですかということだと思ふんです、特に図書の場合は。そういう考え方も当然あって、司書さんとかスタッフさんのワークライフバランスも十分大事なわけですし。そして貧弱とは、結局は我々市民の税を納める力が貧弱でありまして、そこで1億という具体的な数字をお聞きすると、それでも365日を要求されますか、市民の民意として、ということは、私は別に言っても市民の反感を買うことじゃないような気がするんです。

森田委員

こういう会に私、参加して意見したことがないので、こういうところに来られる方はそれなりに言いたくて多分いらしている方なんだろうと思うと、そういう質で返していくとか、本当に実際に財政的にとか、何か対抗する、納得していただけるようにしていかないといけないのかなと思いました。

横田教育長

それでは、最後になりますが「平成28年12月市議会個人質問概要について」、事務局の説明をお願いします。

教育政策課長補佐

議案別紙資料の28ページから31ページまでに平成28年12月市議会個人質問概要を載せておりますのでご覧ください。12月8日から12月22日までの期間で行われました12月市議会定例会において出されました教育委員会に関わる個人質問の概要について簡単にご説明いたします。

教育委員会では委員19人中10人の委員から全部で58問の質問がありました。多岐にわたって質問がございましたが、主な内容について抜粋してご報告申し上げます。多かった質問といたしましては、教職員の多忙化、あと特認校の取組についてそれぞれ8問。就学援助、特別支援教育の在り方についてそれぞれ7問のご質問がございました。そのほかにも春野東小学校の通学路に関する

質問、あと学校図書館、開成館、小中学校の空調整備、給食費の公会計化などに関するご質問もございました。詳細につきましては後ほど資料をご覧くださいと思います。報告は以上です。

横田教育長

この件について、何かご意見ございませんか。よろしいですか。

以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。これで、教育委員会を閉会といたします。

閉会 午後4時30分

署 名

教 育 長 _____

2 番 委 員 _____